

緊急自動車等の指定及び届出受理の取扱いについて（例規）

昭和 53 年 11 月 28 日

兵警交企例規第 26 号警察本部長

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 1 項各号に掲げる緊急自動車及び第 14 条の 2 各号に掲げる道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定及び届出受理等に関する取扱いについては、兵庫県道路交通法施行細則（昭和 35 年兵庫県公安委員会規則第 11 号。以下「細則」という。）第 1 条第 1 項第 2 号、第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 の規定により処理されることとなるが、その取扱いの適正を図るため、下記のとおり留意事項等を定め、昭和 53 年 12 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、緊急自動車等の指定の取扱いについて（昭和 42 年兵警交総例規第 13 号）は、廃止する。

記

1 緊急自動車等指定申請書の受理

緊急自動車  
道路維持作業用自動車  
指定申請書（細則様式第 1 号。以下「指定申請書」という。）

を受理するに当たっては、次の要領によるものとする。

(1) 緊急自動車

ア 使用者等の確認

当該自動車の使用者が、施行令第 13 条第 1 項第 1 号の 3 から第 11 号までに規定された自動車を使用する者に該当するかどうかを確認すること。

イ 自動車の確認

申請にかかる自動車は、施行令第 13 条第 1 項第 1 号の 3 から第 11 号までに規定する自動車に該当するかどうかを確認するとともに、次の事項に留意すること。

(ア) 施行令第 13 条第 1 項第 4 号（矯正施設用自動車）及び同項第 5 号（入国管理局等用自動車）の自動車にあつては、危険防止のため専ら貨物を運搬する構造の自動車を指定しないこと。

(イ) 施行令第 13 条第 1 項第 8 号（保存血液運搬用自動車）にあつては、危険防止のため大型自動二輪車及び普通自動二輪車を指定しないこと。

ウ 台数制限の確認

次の自動車の指定については、警察庁と関係機関との協定により台数に制限があるので、交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に照会すること。

(ア) 施行令第 13 条第 1 項第 2 号（自衛隊用自動車）に規定する自動車

(イ) 施行令第 13 条第 1 項第 4 号（矯正施設用自動車）に規定する自動車

(ウ) 施行令第 13 条第 1 項第 6 号（公益事業用自動車）に規定する自動車のうち、日本電信電話株式会社が使用する移動無線車及び社団法人日本自動車連盟が使用する自動車

(エ) 施行令第 13 条第 1 項第 7 号（水防機関用自動車）に規定する自動車のうち、国の機関が使用する自動車

## エ 添付書類

指定申請書には、指定の可否、必要性その他必要事項を確認するため、原則として次の資料を添付させること。

(ア) 指定を必要とする理由を記載した書面（その理由を証する資料を含む。）

(イ) 指定を受けようとする自動車の前面、後面及び側面から撮影した写真各1葉

## オ 指定申請書の送付

指定申請書は2通提出させ、1通（正本）に前記エに規定する書類及び副申書（緊急自動車指定の可否に関する警察署長の意見書）を添付して公安委員会（交通企画課経由）あて送付し、他の1通（副本）は控えとして受理警察署で保管すること。

## (2) 道路維持作業用自動車

### ア 使用者の確認

施行令第14条の2第2号に規定する自動車は、道路の管理者が使用する自動車に限定されているので、当該申請に係る自動車の使用者を確認すること。

### イ 塗色の確認

自動車の塗色は、道路交通法施行規則第6条の2に規定されているので、定められた塗色となっているか又は定められた塗色とする予定があるかどうかを確認すること。

### ウ 添付書類

前記(1)のエに規定する書類とする。

### エ 指定申請書の送付

前記(1)のオに規定するとおりとする。この場合の副申書は、道路維持作業用自動車指定の可否に関する警察署長の意見書とする。

## 2 緊急自動車等届出書の受理

緊急自動車届出書（細則様式第4号。以下「届出書」という。）を受理す  
道路維持作業用自動車

るに当たっては、次の要領によるものとする。

### (1) 緊急自動車

#### ア 使用者の確認

届出書を受理しようとするときは、当該自動車の使用者が、施行令第13条第1項第1号又は同項第1号の2に規定された自動車を使用する者に該当するかどうかを確認すること。

#### イ 自動車の確認

届出により緊急自動車とされる自動車は、消防用自動車、救急用自動車のうち、その用途に必要な特別の構造又は装置を有するものに限定されているので、必ずその確認を行うこと。

#### ウ 添付書類

届出書には、届出に係る自動車の特別の構造又は装置を確認することができる写真、カタログ、仕様書等を添付させること。

#### エ 届出書の送付

届出書は2通提出させ、1通（正本）に前記2の(1)のウに規定する書類を添え

て公安委員会（交通企画課経由）あて送付し、1通（副本）は控えとして受理警察署で保管すること。

オ 届出書受理の特例

地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車の届出は、届出書のみで足り、添付書類は必要としない。

なお、この届出を受理したときは、受理警察署において緊急自動車届出受理書（様式第1号）を交付すること。

(2) 道路維持作業用自動車

ア 自動車の確認

届出により道路維持作業用自動車とされる自動車は、施行令第14条の2第1号に定める用途に使用するために必要な特別の構造又は装置を有するものに限定されているので、必ずその確認を行うこと。

イ 添付書類

前記2の(1)のウに規定する書類とする。

ウ 届出書の送付

前記2の(1)のエに規定するとおりとする。

3 指定証等の交付

(1) 確認すべき事項

指定証（緊急自動車指定証（細則様式第2号）及び道路維持作業用自動車指定証（細則様式第3号）をいう。以下同じ。）を交付するに当たっては、次の事項を確認すること。

ア 自動車検査証の記載事項

(ア) 自動車登録番号又は車両番号

(イ) 車台番号

(ウ) 用途

イ 設備等

(ア) 赤色又は黄色の警光燈

(イ) サイレン（道路維持作業用自動車を除く。）

(ウ) 塗色

(2) 指導すべき事項

指定証又は届出確認証（緊急自動車届出確認証（細則様式第5号）及び道路維持作業用自動車届出確認証（細則様式第6号）をいう。以下同じ。）を交付するに当たっては、次の事項を指導すること。

ア 道路交通法第74条第3項に規定する教育を定期的に行うこと。

イ 当該自動車の用途等を運転者に十分認識させ、いやしくも濫用にわたることのないよう指導を徹底すること。

ウ 指定証又は届出確認証について、細則第1条の4に規定する記載事項変更、再交付又は返納すべき事由が生じたときは、速やかに定められた措置をとること。

エ 指定証又は届出確認証は、申請又は届出をした当該自動車に備え付けておくこと。

オ 安全運転管理者又は当該自動車の運行を直接管理する地位にある者は、自己の管

理に係る緊急自動車又は道路維持作業用自動車の運行実態をは握すること。

カ 緊急自動車については、定められた運転資格を有する者を運転要員に指定しておくなど、適正な使用を図ること。

キ 道路交通法において、通行の特例が認められていることにかんがみ、当該自動車の整備、点検を確実に行うこと。

ク 地方公共団体の保有する消防用自動車又は、救急用自動車の場合にあっては、緊急自動車届出受理書の速やかに返納すること。

#### (3) 簿冊への記載

指定証又は届出確認証を交付したときは、緊急自動車等処理簿（様式第2号）に自動車の使用者ごとに区分して記載しておくこと。

### 4 指定証等の返納等

#### (1) 記載事項変更

緊急自動車・指定証  
道路維持作業用自動車・届出確認証  
記載事項変更届（細則様式第7号）を受理し

たときは、変更理由を聴取し、緊急自動車等処理簿に記載した後、現に交付されている指定証の写し又は届出確認証の写しを添えて公安委員会（交通企画課経由）あて送付すること。

#### (2) 再交付

緊急自動車・指定証  
道路維持作業用自動車・届出確認証  
再交付申請書（細則様式第8号）を受理した

ときは、理由書（再交付を必要とする理由を記載した書面）を徴し、緊急自動車等処理簿に記載した後、公安委員会（交通企画課経由）あて送付すること。

#### (3) 返納

指定証又は届出確認証の返納があったときは、緊急自動車等処理簿の当該自動車に係る記載事項をまっ消し、返納を受けた指定証又は届出確認証を公安委員会（交通企画課経由）あて送付すること。